

愛知県行方不明・身元不明認知症高齢者SOS広域ネットワーク運営要領

1 趣 旨

この要領は、行方不明となった認知症の人（疑いがある人及び若年性認知症の人を含む。）を含む高齢者（以下、「行方不明者」という。）の早期発見・保護、及び市町村において保護した身元の判明しない認知症の人を含む高齢者（以下、「身元不明者」という。）の身元照会等を行うため、市町村で運用されている見守りSOSネットワーク等の効率的な連携を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 連携のための地域区分

(1) 近隣地域

高齢者等の居住地市町村又は身元不明者が保護された市町村に隣接する地域の市町村をいう。

(2) 広域地域

近隣地域以外の市町村の地域をいう。

(3) 県外地域

県外の市町村をいう。

3 連絡窓口

(1) 県内市町村の連絡窓口

行方不明者の搜索及び身元不明者が保護された場合の身元確認について連絡調整事務を行う市町村の機関を「連絡窓口」とし、県内の連絡窓口については別表のとおりとする。

(2) 県の連絡窓口

県の連絡窓口は、福祉局高齢福祉課 地域包括ケア・認知症施策推進室 認知症施策推進グループ（以下、「地域包括ケア・認知症施策推進室」という。）とする。

4 家族等からの依頼への対応

(1) 行方不明者の搜索協力依頼の対応

行方不明者の搜索依頼をする市町村（以下、「依頼元市町村」という。）は、関係者への情報提供を前提とした家族等若しくは警察からの依頼により、他の市町村の連絡窓口に対し、行方不明者の搜索協力（以下、「搜索協力」という。）の依頼を行う。

なお、警察への届出は、行方不明者の搜索の前提であることから、依頼元市町村は、家族等からの搜索依頼を受けるに当たっては、あらかじめ警察への搜索依頼（「行方不明者届」を含む。）の実施について確認するものとする。

(2) 身元不明者の身元照会依頼の対応

身元不明者の身元照会依頼をする市町村（以下、「照会元市町村」という。）は、関係者への情報提供を前提とした本人等からの依頼、又は市町村の判断により、他の市町村の連絡窓口に対し、身元不明者の保護に係る身元照会（以下、「身元照会」という。）の依頼を行う。

5 搜索協力依頼の実施

(1) 依頼方法

行方不明者の搜索協力依頼及び身元不明者の身元照会依頼は、迅速な情報伝達が必要であることから、原則として依頼文は不要とし、別紙参考様式1又は別紙参考様式2を使用して必要事項をメール連絡することにより行う。

(2) 搜索協力依頼

ア 近隣地域への搜索協力依頼

行方不明者の家族等から見守りSOSネットワーク等に搜索の依頼があった場合、依頼元市町村は速やかに近隣地域へ搜索協力依頼を行う。

イ 広域地域への搜索協力依頼

アの依頼にもかかわらず、依頼した当日中に発見されなかった場合、家族等の依頼に基づいて依頼元市町村は、原則としてその翌日（翌日が土曜日、日曜日及び国民の祝日の場合には、次の平日）、広域地域のうち搜索依頼が必要と考える市町村の連絡窓口へ協力依頼を行う。

ものとする。

ただし、行方不明者の状況により、速やかな協力依頼を行う必要があると判断される場合は、この限りでない。

ウ 県外地域への搜索協力依頼

県外地域への依頼については、家族等の依頼に基づいて依頼元市町村は、地域（市町村又は県）を指定して、地域包括ケア・認知症施策推進室に依頼する。地域包括ケア・認知症施策推進室は他の都道府県へ搜索協力依頼をする。

(3) 身元照会依頼

身元不明者が保護された場合、照会元市町村は近隣地域及び広域地域のうち身元照会が必要と考える市町村の連絡窓口身元照会依頼を行う。

ただし、県外地域への依頼については、地域（市町村又は県）を指定して、地域包括ケア・認知症施策推進室に依頼する。地域包括ケア・認知症施策推進室は他の都道府県へ身元照会依頼をする。

(4) 有効期間

(2) 及び (3) の依頼の有効期間は、依頼時に家族等からの特段の申し出がない限り、依頼時から概ね3か月間を原則とする。

6 搜索協力・身元照会依頼への対応

各市町村は、依頼元市町村からの搜索協力依頼又は照会元市町村からの身元照会依頼を受けた場合には、当該市町村の見守りSOSネットワーク等の運用方法により関係者に速やかに周知する。

7 搜索協力・身元照会依頼の解除

行方不明者が発見・保護された場合、及び身元不明者の身元が判明した場合には、依頼元・照会元市町村は依頼を行った他の市町村の連絡窓口等に対し、別紙参考様式3を使用して速やかに依頼解除のメール連絡をしなければならない。

8 依頼又は解除の連絡手段

依頼又は依頼解除の連絡は、原則として電子メールにより行うものとし、依頼情報等の流出を避けるため、添付する参考様式にはパスワードを設定するものとする。

9 地域包括ケア・認知症施策推進室の役割

(1) 県外地域等への依頼

地域包括ケア・認知症施策推進室は、依頼元市町村から5(2)ウ又は照会元市町村から5(3)の依頼を受けた場合には、他の都道府県に対し協力依頼等を行う。

搜索協力・照会依頼の解除の連絡があった場合も同様とする。

(2) 他都道府県等との連絡調整

地域包括ケア・認知症施策推進室は、連絡調整事務に当たって必要な愛知県警察本部、他の都道府県等との連絡調整を行うものとする。

10 身元不明者情報の報告・公開

(1) 市町村からの報告

身元不明者を保護した市町村は、5(3)身元照会依頼の有無に関わらず、報告様式4により地域包括ケア・認知症施策推進室へ報告する。

(2) 県ホームページでの公開

地域包括ケア・認知症施策推進室は、市町村からの報告に基づき、身元不明者情報を県のホームページに掲載する。また、市町村が身元不明者情報を市町村ホームページに掲載した場合は、県のホームページにリンクを張る。

<国との連携>

厚生労働省は、身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイトを設置し、都道府県等のホームページへのリンクを張ることにより、情報提供を実施している。
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000052978.html>)

11 個人情報保護

個人情報は、各市町村及び愛知県の個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）の規定によるものとし、プライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。

支援対応をする場合の外部提供情報は、保護条例第7条を適用するものとし、その情報は、家族等が同意する範囲で発見に必要な最小限度とする。

提供先における情報の取り扱いは、保護条例第4条及び第5条を適用する。

12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は地域包括ケア・認知症施策推進室長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。ただし、参考様式1～4の改正については令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。